市町村は、協議会の活用等により、特に養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関で情報共有、支援内容の協議等を行い、児童福祉法第二十四条第五項の規定に基づく措置による保育所又は幼保連携型認定こども園への入所及び教育・保育の確実な利用の支援、養育支援訪問事業等の地域子ども・子育て支援事業等の活用等によりこれらの家庭への支援を行うほか、都道府県の専門的な支援を必要とする場合には、都道府県と連携して対応する。

また、都道府県は、要保護児童等について、市町村による保育の措置及び地域子ども・子育て支援事業等による必要な支援を確保するほか、協議会の活用等により、これらの家庭に関する情報を市町村等の関係機関と共有し、支援方針を検討し、継続した支援を行う。

また、里親等委託を始めとする社会的養護により養育されている子どもや、社会的養護による養育から家庭復帰した子どもについても、市町村等の関係機関と連携し、地域の理解及び協力を得るとともに、地域の子ども・子育て支援等を活用することにより支援する。

第五　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

国民の希望する結婚、出産及び子育てを可能としつつ、働く意欲を持つ全ての若者の労働市場参加を実現し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、子ども・子育て支援施策の充実のみならず「働き方の改革」による仕事と生活の調和の双方を早期に実現することが必要である。

このため、国は、憲章及び行動指針を踏まえ、企業や労働者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子ども・子育て支援のための社会的基盤づくりを積極的に行うため、以下の施策を推進する。

一　子育て期間中を含めた働き方の見直し

中小企業を含め、全ての企業において、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備を促進する等、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直し

二　父親も子育てができる働き方の実現

父母ともに育児休業を取得する場合に休業期間を延長できる「パパ・ママ育休プラス」等を活用した男性の育児休業の取得促進、積極的に育児を担う男性を応援する「イクメンプロジェクト」等による、職場や社会全体の意識の変革並びに男性の子育てへの関わりの支援及び促進

三　事業主の取組の社会的評価の推進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰制度並びに企業の取組を紹介するインターネットへの掲載等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進

四　国民への周知、理解の促進等

仕事と生活の調和の重要性に関する様々な機会を活用した国民の理解の促進、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成、インターネットによる周知・広報、両親学級等を通じた子育てに関する理解の促進等

第六　その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

一　地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項

市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、子ども・子育て支援事業計画を定期的に点検、評価し、必要に応じて改善を促すため、地方版子ども・子育て会議を置くことに努めること。

なお、地方版子ども・子育て会議の運営については、子どもの保護者、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を得るなど、会議が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえてその事務を処理することができるものとなるよう、留意すること。

二　地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項

地方版子ども・子育て会議においては、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や費用の使途実績等について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。

市町村及び都道府県は、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じること。

別表第一　市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項

事項	内容
一　教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
二　各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	一　各年度における教育・保育の量の見込み 別表第二の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごと（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもについては、年齢区分ごと。次号、次表第二号及び別表第五第二号において同じ。）の教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 二　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
三　各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	一　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 別表第三の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 二　実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
四　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

別表第二　教育・保育の参酌標準

事項	内容
一　法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	満三歳以上の小学校就学前子どもの数から法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を除いた数を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。
二　法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。